

企 画 総 務 委 員 会

令和 7 年 1 1 月 7 日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

送付 7-31 旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情

送付 7-32 文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情

2 報告事項

【地域振興部】

(1) 千鳥ヶ淵ボート場使用料と観桜期の設定について 【資料】

【政策経営部】

(1) 千代田区手数料に関する規定整備について 【資料】

(2) 令和 7 年 特別区人事委員会勧告について 【資料】

(3) 公式 L I N E におけるセグメント分類の見直しについて 【資料】

(4) オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎 6 階）について 【資料】

(5) 旧区立練成中学校改修機械設備工事に係る入札状況について 【資料】

(6) 千代田区役所 7・8・9・10 階他照明設備改修工事に係る入札状況 【資料】
について

3 その他

企画総務委員会 送付 7－31

旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情

受付年月日 令和 7 年 1 0 月 1 5 日

陳 情 者 提出者 1 名

陳情書

令和 7 年 10 月 15 日

千代田区議会議員 秋谷こうき様

旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情

陳情者 氏名

この度、旧永田町小学校校舎（以下本校舎）が留保財産候補に選定され、解体等措置を講じると言及されました件につき、強く抗議申し上げます。

本校舎の位置する土地については、1949 年に学校用地として東京都より無償譲与いただいた経緯を考慮し、本校舎については、最大限現状を維持したリノベーション保存の上で、旧永田町小学校において主軸であった国際理解教育理念を継承する形での活用をいただきますよう陳情致します。

令和 7 年第 3 回千代田区議会定例会 9 月 25 日（速報版）にて、ふかみ議員より「老朽化した区有施設の大規模改修と暫定活用財産」について、千代田区の検討状況に対する質問がなされ、回答として財産管理担当部長より、「留保財産の候補地として、旧永田町小学校」が挙げられ、「老朽化等により活用が難しい建物については、今後、解体などの措置を講じた上で、土地については、将来の行政需要の備えとして活用していきたい」と記されております。

建物が現存し解体対象となる旧永田町小学校については、1993 年の千代田区公共施設適正配置構想の実施による閉校後、2000 年～2016 年に渡り継続的に度々仮校舎等として利用されており、現状においても設備をリノベーションすることで、十分に行政財産として活用し得るものと提議申し上げます。

樋口区政におかれましては、千代田区を 100 年後も持続的に発展する都市モデルに位置づけ、旧耐震建築の長寿命化及びリノベーションを掲げておられます。1937 年の落成にて、まもなく築 90 年を迎える本校舎こそ千代田区のエデュケーション資産であり、スクラップアンドビルドではなく、既存建物を改修し長く使用していくストック利用すべきであります。更に、100 年時代の公共教育施設である学校建物のライフサイクルに鑑みた場合、現時点で解体した場合の環境負荷を可視化する作業を講じ、脱炭素化の都市設計に向けた検討をお願い致します。



また、本校舎は落成当時、校章の意匠ともなった国会議事堂（1936 年竣工）と首相官邸と並び、永田町界隈の景観を形作っておりました。近年、2007 年に策定の東京都景観計画に基づく永田町界隈の景観作りにあたって、千代田区政におかれましては、この点ご考慮いただきたくお願い申し上げます。

本校舎と同時期に建てられた、渋谷区立広尾小学校（1932 年竣工）や墨田区立言問小学校（1936 年竣工）は、現役の近代学校建築として国登録有形文化財（建造物）に指定されております。本校舎も、ル・コルビュジエ等により提唱されたインターナショナルスタイルの鉄筋コンクリート造の水平性を強調した連窓や太い鉄骨柱を特徴とする、落成当時東洋一と謳われた学校建造物として国登録有形文化財への指定を答申し、千代田区のエデュケーション遺産として保存いただきますよう、切に要望申し上げます。

旧永田町小学校は、戦後初の学校給食教育、NHK 学校放送研究委嘱校を引き受けたテレビ放送教育、学校安全教育、国際理解教育、帰国子女教育、個性尊重教育など、校舎のみならず、ソフトの面でも常に学校教育のモデル校としての役割を担い続けてきた学校であり、文部省による帰国子女教育研究協力校の指定後は、千代田区帰国子女教育受入推進地区センター校として、約 80 か国からの外国人参観者を迎え、閉校時には在校生の約半数近くが帰国子女という規模でありました。

学校教育現場における国際化が問われる今こそ、如何に千代田区の教育が先進的であったかを継承する国際理解教育の拠点として本校舎をご活用いただきますよう、切に切にお願い申し上げます。

企画総務委員会 送付 7－32

文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情

受付年月日 令和 7 年 1 0 月 1 5 日

陳 情 者 提出者 2 名

陳情書

令和7年10月15日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情

陳情者 氏名

共同陳情者 氏名

理由

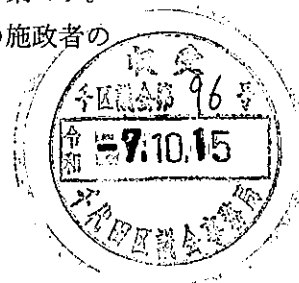
令和7年第3回千代田区議会により、旧永田町小学校校舎が解体対象となっていることを知り、建築の専門家として意見を申し上げます。

旧永田町小学校（以降永田町小学校）は文化財価値、歴史的価値があり、千代田区の財産として今後も持ち続け活用していくことが可能な建物で、その解体は地球温暖化防止対策を推進する国の方針にも逆行するものです。宝物である千代田区の財産を解体して、大量の二酸化炭素を排出するような区民の損失となる道を選択しないように、議会での審議をお願いいたします。

永田町小学校校舎は、昭和12年、東京市の設計により、耐震、耐火、採光、換気、衛生に考慮し、先進的新教育の場として竣工した鉄筋コンクリート、一部鉄骨造、地下1階、地上3階建ての校舎です。大正12年の関東大震災により117校の木造校舎が被災しました。永田町小学校は幸いにも被災を免れました。東京市では罹災した小学校を全て鉄筋コンクリート3階建ての同規格で建て替えを行い、罹災校舎の建て替えが終わった昭和6年からは、罹災しなかった木造校舎の建て替えに着手、永田町小学校はその仲間に入り同規格の校舎です。中でも他の小学校以上の設備を備えていたことが注目され、床暖房および温熱暖房のコンベクター設備が公立小学校では唯一敷設されました。竣工時から給食室が設けられ、永田町小学校が初めて実施というものが多くあります。体育館と講堂が別に設けられていたのは東京市では3校だけで、2階席ギャラリーや映写室を備えているのは永田町小学校が唯一です。

①文化財としての価値

関東大震災後に建て替えを行った東京市の小学校は、170校になります。昭和13年までの、16年間にこれだけ質の高い小学校を建築したことは、世界にも見ることができない一大事業です。焼け野原になった東京の復興には何より、次の時代を担う子どもに掛けるという当時の施政者の



姿勢が見て取れます。その証となる校舎も現時点で、20校となりました。

昭和11年に建築された国会議事堂を屋上から間近に望む永田町小学校の校舎は地域からも期待されました。玄関から校庭に出た部分の「ピロティー」、曲線を活かしたバルコニー、音楽室の全面ガラス、体育館と講堂の縦長の大きな窓など、当時世界的な潮流であった「モダニズム建築」として、道路の高低差と不整形な敷地という特殊な条件を巧みに活かした設計は当時でも優れた建築といえ、造形の規範となっています。

②歴史的価値

永田町小学校は我が国でも特殊で特別な場所の小学校に毎日多くの児童が集まり散じて学校生活を送っていました。場所柄多くの国家元首や夫人も訪れ、日本の小学校の代表として見学されたことは、大きな記憶的価値があり、日本文化のメッセンジャーでもありました。卒業生たちはそれを誇りに思ってきました。それは建物の歴史文化財価値に厚みを増すものです。

③今後の活用価値

千代田区は平成10年に耐震の精密診断を行い、コンクリートの強度及び、中性化はAランクで健全なコンクリートだと評価しています。IS値が現在の基準を下回る部分があり、耐震補強を勧めるとしています。これは耐震補強のできる建物であるということを示し、危険で直ちに解体すべきと評価しているものではありません。（耐震診断の見解は別書類を参照）

永田町小学校校舎は、立地条件と文化財、歴史的な価値を活かし、貴重な施設として活用するアイデアは多数あります。おもちゃ美術館として活用されている旧四谷第四小学校（昭和11年）、京都では、まんがミュージアムになった旧龍池小学校（昭和3年～12年）、高級ホテルに改修された旧清水小学校（昭和8年）の例もあります。

千鳥ヶ淵ボート場使用料と観桜期の設定について

1 経緯

- (1) 千代田区営千鳥ヶ淵ボート場（以下「ボート場」という。）では、人件費等の運営委託費の上昇により、運営コストが増加し、公費負担が拡大している。また、現在のボート場の利用は、外国人観光客の利用が増えており、区民の利用率が相対的に低くなっていると考えられる。

こうした利用構成の変化や運営委託費の状況を踏まえ、使用料を見直す必要がある。

- (2) 温暖化の影響等による近年の桜の開花時期を踏まえて、観桜期として設定できる期間を見直す必要がある。

以上のことから、千代田区営千鳥ヶ淵ボート場条例を改正する必要がある。

2 主な改正内容

- (1) 使用料の改定及び区民料金の新設

ア 人件費等の運営委託費の上昇による運営コストの増加を踏まえて使用料を改定する。

イ 区民のボート場利用を促進するため、利用者を区民と区民以外に分け、区民料金を新設する。

- (2) 観桜期の改正

桜の開花時期を踏まえ、観桜期として設定できる期間を拡大する。

3 施行予定日

公布の日から施行する。

千代田区手数料に関する規定整備について

1 経緯

- (1) 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行に伴い、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）が改正された。これに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の一部施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴う建築基準法施行令の一部を改正する政令が公布された。これに伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

法律の改正又は政令の公布に伴い、題名の変更や条項ずれ等が生じたため、所用の規定整備を行う。

3 施行予定日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表(1)の部及び別表(3)の部56の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和 7 年 特別区人事委員会勧告について

特別区人事委員会は、令和 7 年 10 月 14 日（火）、職員の給与等についての報告及び勧告等を、次のとおり行った。

1 月例給

若年層に重点を置きつつ、それ以外の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

（令和 7 年 4 月 1 日から実施）

（1）公民較差 14,860 円（3.80％）を解消

（2）初任給を引き上げて人材確保競争に対応

<行政職給料表（一）の初任給>

	地域手当を含む 給与月額	給料月額（改定額）
I 類（大卒相当）	278,400 円	232,000 円（+12,000 円）
Ⅲ類（高卒相当）	240,360 円	200,300 円（+18,300 円）

2 特別給（期末・勤勉手当）

年間の支給月数を 0.05 月引上げ（現行 4.85 月→4.9 月）

※ 期末手当及び勤勉手当をともに 0.025 月分引上げ

（改正条例の公布の日から実施）

月例給・特別給の引上げにより、職員の平均年間給与は約 27.6 万円の増

3 公民比較方法の見直し

厳しい採用環境を踏まえ、有為な人材を確保するため、大都市に相応しい、より規模の大きな企業と比較し、本年の公民較差を算出

比較対象企業規模を、50 人以上から 100 人以上へ引上げ

4 管理職の給料月額の見直し

管理職の職務・職責をより重視した給料体系の実現と早期昇格者の処遇改善を図るため、管理職の給料月額を見直す（令和8年4月1日実施）

<モデルケースによる年間給与の試算>

職	年齢	現行	見直し後	差額
課長	36歳	約917万円	約1,022万円	+105万円
部長	42歳	約1,183万円	約1,300万円	+117万円

※ 管理職手当等の各種手当を含む

5 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する主な意見

- (1) 確実な人材確保のため、実際に「働く場」である特別区の仕事内容や公務の魅力伝える各区のPR活動が重要
- (2) 職員の意欲向上、人材育成や組織体制の強化のため、メリハリのある人事評価を行い、任用面や給与面に適切に反映させる仕組みの早急な確立が必要
- (3) 主任職昇任への不安解消に向け、ジョブローテーション等による職員の能力向上のほか、主査の活用も含めた係長職全体の体制強化の取組が必要
- (4) 女性の活躍を引き出すためには、昇任意欲を阻害している要因の確認と改善に向けた取組が必要
- (5) 仕事と生活が両立できる勤務環境の整備に向け、各種休暇制度の理解促進とともに、利用しやすくなる職場の意識醸成が必要
- (6) 職員の心身の健康保持や有為な人材確保の観点から、超過勤務縮減に向けた要因分析や様々な方策を駆使することが重要

公式LINEにおけるセグメント分類の見直しについて

1 実施目的

公式LINEのセグメント分類を見直すことにより、区民などの利用者が必要な情報を適切に受信できる仕組みを整えるとともに、区からの効果的な発信体制を構築することで、公式LINEのさらなる利便性の向上を図る。

2 実施概要

小分類における項目の重複を修正するなど、事業の所管課がセグメント分類を適切に選択できるよう分類項目を整理する。また、「環境」や「選挙」など新たな項目を追加する。

〈変更前〉 19項目		〈変更後〉 12項目	
大分類	小分類	大分類	小分類
緊急情報	災害・重要情報（必須項目）	緊急情報	災害・重要情報（必須項目）
イベント情報	一般イベント	区政情報	暮らしの情報・お知らせ
	子ども		子ども・子育て(18歳未満)
	高齢者		高齢者(65歳以上)
	障害者		健康・保健・福祉・障害者
	美術館・博物館情報		地域情報・観光
くらしの情報	生活情報		まちづくり・環境・公園・ごみ
	育児・子育て・教育		生涯学習・スポーツ
	福祉(高齢者)		文化・芸術・図書館
	福祉(障害者)		国際平和
地域情報	麴町		男女平等人権
	富士見		選挙・議会
	神保町		
	神田公園		
	万世橋		
	和泉橋		
	大手町・丸の内・有楽町		
	区内の大学		
	姉妹・交流都市等		

3 運用開始日

令和7年12月1日

4 周知方法

広報千代田11月20日号や区のホームページ、公式SNS(LINE、X、Facebook)で発信予定

オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎 6 階）について

1 購入品目

品 目	機 器 等	数 量
机	執務デスク、会議テーブル、カウンターテーブル等	116 台
椅子	執務チェア、会議チェア等	107 脚
収納庫	個人用ロッカー、本棚等	42 台
スピーカー	サウンドマスキングスピーカー	5 台
パーテーション	防音パーテーション等	13 式
ブース	集中ブース、打合せブース等	21 式
その他	コードホルダー、カバンフック等 他	1 式

2 納入場所

区が指定する箇所

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（10 月 31 日開札）

落 札 者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 1 号 ジャンボ株式会社 代表取締役 竹内 康	66,550,000 円

旧区立練成中学校改修機械設備工事に係る入札状況について

1 工事場所及び内容

(1) 工事場所等

- ・工事場所 千代田区外神田 6-11-14 (住居表示)
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上 4 階、地下 1 階
- ・敷地面積 3,945.58 m²
- ・延床面積 7,239.91 m²

(2) 工事内容

- ・空調設備の改修 (空調機、換気設備、排煙設備)
- ・給排水衛生設備・消火設備の改修 (上下水道、給湯器、衛生器具、ポンプ、水槽等)

2 工事期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 7 月 30 日まで

3 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約 (2 者 J V または単体)

4 入札結果 (11 月 6 日開札)

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区飯田橋二丁目 9 番 7 号 東西館ビル 401 号 株式会社丹野設備工業所 東京支店 支店長 吉村 真由美	1,118,645,000 円

予定価格 (事後公表)

千代田区役所 7・8・9・10 階他照明設備改修工事に係る入札状況について

1 工事場所及び内容

(1) 工事場所等

- ・工事場所 千代田区九段南 1－2－1
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上 23 階、地下 3 階、PH 1 階
- ・敷地面積 4,258.50 m²
- ・延床面積 59,861.42 m²

(2) 工事内容

照明設備、非常用照明、誘導灯の LED 化及び照明制御機器の更新

2 工事期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 20 日まで

3 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約（2 者 J V または単体）

4 入札結果（11 月 6 日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区外神田二丁目 3 番 1 号 暁幸テック株式会社 代表取締役 京須 暁央	186,450,000 円

予定価格（事後公表）